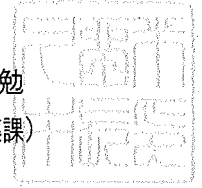


一般社団法人 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部保健所総務医薬課)



久留米市保健所運営協議会委員の推薦について（依頼）

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市保健衛生行政の推進に関しましては、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、久留米市保健所では、地域保健法第11条に基づき、「久留米市保健所運営協議会」を設置し、地域の公衆衛生の向上や市民の健康の保持・増進及び保健所の運営に関する事項の審議を行っております。

この度、本協議会委員の任期が、令和2年6月30日をもちまして満了となりますので、別紙「推薦書」にて、貴団体からの次期委員のご推薦をお願いいたします。ご多忙の折、大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 推薦依頼委員

1 名

2 委員委嘱期間

委嘱日から2年間（令和2年7月1日～令和4年6月30日）

3 推薦書の提出希望日

令和2年6月18日（木）

※上記希望日までに回答が困難な場合は、下記までご連絡願います。

【ご提出・お問合せ先】

久留米市保健所総務医薬課（総務企画チーム）

（担当：城戸・小野）

〒830-0022

久留米市城南町15番地5 久留米商工会館4階

TEL 0942-30-9724 FAX 0942-30-9833

E-mail ho-soumu@city.kurume.fukuoka.jp

推 薦 書

久留米市保健所運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

フリガナ
氏 名

団体の役職等

連絡先住所

※連絡先 住所、TEL、FAX
につきましては、推薦
委員の会議への出欠連
絡等が行いやすいもの
をご記入いただくと
幸いです。

連絡先

— — —)
(FAX — — —)

令和 年 月 日

久留米市長 様

(団体所在地)

推薦者・団体名

(代表者名)

印

久留米市保健所運営協議会について

1. 保健所運営協議会の概要

久留米市では、平成20年4月1日の中核市移行に伴い、「久留米市保健所」を開設しました。市保健所では、地域保健法第11条に基づき、地域の公衆衛生の向上や市民の皆さんの健康の保持・増進及び保健所の運営に関する事項を審議していただくため、久留米市保健所運営協議会(以下「協議会」といいます。)を設置しています。

2. 協議会の委員構成

協議会は、条例により委員20名以内で組織すると規定されており、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認められる者の中から、市長が委嘱または任命します。

3. 協議会における審議事項

協議会では、地域の公衆衛生の向上や市民の皆さんの健康の保持・増進及び保健所の運営に関する事項について、様々な立場から委員の皆さんに審議を行っていただくことになります。

4. 委員の任期

委員の任期は2年間とします。(前任者から引き継ぐ場合は、前任者の残任期間)

5. 協議会の開催

協議会は、原則として年1～2回開催予定です。平日の午後などに開催します。

6. 委員報酬

委員の報酬は、日額5,500円です。

(行政機関に属する場合は、支給されない場合があります)

7. 会議の公開

協議会の会議は、原則として公開されます。